

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公表番号】特表2014-514035(P2014-514035A)  
 【公表日】平成26年6月19日(2014.6.19)  
 【年通号数】公開・登録公報2014-032  
 【出願番号】特願2013-558270(P2013-558270)  
 【国際特許分類】

A 6 1 M 16/08 (2006.01)

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/08

A 6 1 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月13日(2015.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空気供給管であって、

加圧空気を供給するよう構成されたチューブ状部材を形成するテキスタイルであって、  
 経糸および緯糸を含んでいるテキスタイルを備え、

前記経糸および前記緯糸の特性は、長手方向軸線に沿った増大した伸縮性および前記長手方向軸線を中心とする捻じれに対する増大した抵抗力を、前記チューブ状部材に付与するよう選択されていることを特徴とする空気供給管。

【請求項2】

前記チューブ状部材は抵抗を低減するために容易に変形することを特徴とする請求項1に記載の空気供給管。

【請求項3】

前記緯糸は前記経糸よりも高い弾力性を有することを特徴とする請求項1に記載の空気供給管。

【請求項4】

第1のラミネートをさらに備えることを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか1項に記載の空気供給管。

【請求項5】

前記第1のラミネートは前記テキスタイルの内面に形成されることを特徴とする請求項4に記載の空気供給管。

【請求項6】

第2のラミネートをさらに備えることを特徴とする請求項4または請求項5に記載の空気供給管。

【請求項7】

前記第2のラミネートは前記テキスタイルの外面に形成されることを特徴とする請求項6に記載の空気供給管。

【請求項8】

前記テキスタイルに形状を付与するためのサポート構造体をさらに備えることを特徴と

する請求項 1 ないし請求項 7 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 9】

前記サポート構造体は、前記テキスタイルの外面对して取り付けられることを特徴とする請求項 8 に記載の空気供給管。

【請求項 10】

前記サポート構造体は、前記第 2 のラミネート（設けられる場合）と前記テキスタイルとの間に配置されることを特徴とする請求項 9 に記載の空気供給管。

【請求項 11】

前記サポート構造体は、前記第 2 のラミネート（設けられる場合）の外面对して取り付けられることを特徴とする請求項 8 に記載の空気供給管。

【請求項 12】

前記サポート構造体は螺旋を形成することを特徴とする請求項 8 ないし請求項 11 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 13】

前記テキスタイルは、織布、編布および三次元印刷布の少なくとも一つであることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 12 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 14】

前記サポート構造体は前記テキスタイルの前記外面对して積層されることを特徴とする請求項 8 または請求項 9 に記載の空気供給管。

【請求項 15】

前記テキスタイルは、実質的に、空気流に対する不透過性を有することを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 16】

前記第 1 のラミネートおよび前記第 2 のラミネートの少なくとも一つは前記テキスタイルの一部として具現化され、かつ、シーリング層を形成するために熱に対して反応することを特徴とする請求項 4 ないし請求項 15 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 17】

前記第 1 のラミネートおよび前記第 2 のラミネートの少なくとも一つは、接着剤を用いて、前記テキスタイルに対して取り付けられることを特徴とする請求項 4 ないし請求項 15 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 18】

前記テキスタイルは、長手方向継ぎ目を形成するために前記テキスタイルの対向する端部を融着することによってチューブ形状をなしていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 17 のいずれか 1 項に記載の空気供給管。

【請求項 19】

睡眠障害呼吸を治療するためのマスクアSEMBリであって、

請求項 1 ないし請求項 18 のいずれか 1 項に記載の空気供給管と、

前記管と連通状態とされた患者インターフェースと、を備えることを特徴とするマスクアSEMBリ。

【請求項 20】

患者に対して前記患者インターフェースを支持するためのヘッドギアをさらに具備することを特徴とする請求項 19 に記載のマスクアSEMBリ。